

令和元年度第2回平和の礎指定管理者制度運用委員会 における審議内容について

1. 開催日時：令和元年9月12日（木） 15時～16時20分

2. 開催場所：沖縄県庁4階 第5会議室

3. 委員の出席状況：委員4名中4名出席

島袋 秀光 委員長（学識経験者（元県広報アドバイザー））

宮里 正子 委員（浦添市美術館 館長）

城間 佐智子 委員（元 株式会社沖縄バス 観光部指導課長）

高良 正輝 委員（税理士）

4. 議事対象：

①公益財団法人沖縄県平和祈念財団に指定管理者の申請を求めること
についての検討

②平和の礎の指定管理者選定要項(案)についての検討

③平和の礎の指定管理者審査要領(案)についての検討

④平和の礎の指定管理者審査基準(案)についての検討

5. 質疑・意見

【公益財団法人沖縄県平和祈念財団に指定管理者の申請を求めることについて】

委員：通常委託業務の場合は、入札とか、2社以上の相見積が必要かと思うが、法的に問題は無いのか。

事務局：指定管理者制度の運用に関しては、地方自治法第244条の2の規定によるが、公募しなければならないとの定めはないが、本県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」では、原則として公募することとあるが、例外として、隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合や、施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要であると認められる場合など、公募を行わないことに相当の理由がある場合は、公募によることなく特定のもの指定管理候補者として選定することができることとされており、それに基づき、今回提案したところである。

委員：仮に公募した場合にほかから出る可能性があるのか。

- 事務局 : 無いだろうと思われるが、土木建築部が所管する平和祈念公園や各府県などの慰霊塔からなる霊域と一体となった管理が必要だろうと考えている。
- 委員 : 行政の契約は、基本公募（提案型のプロポーザルも含めて）が原則で、公募しても、他から出ないだろうという推論は安易ではないか、「利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合や、施設の管理運営に高度の専門性、学術的知識や技術が必要」等との理由で、当該財団を該当させるには根拠が弱いと考える。むしろ、業務仕様を詳細にして公募型にして選考すれば、県民の客観的な理解が得られるのではないか。今後の検討課題にしてほしい。
- 委員 : 平和祈念財団が少なくとも営利目的の団体ではないことはわかるが、プレゼンテーションは大事であり、そこで説明を受けてしっかり評価したい。
- 委員長 : あえて「非公募」という言葉を前面に出す必要があるのか無いのかという意見があるが、指定管理者として公益財団法人沖縄県平和祈念財団に申請してもらうことで決定する。

6. 質疑結果

委員多数の意見で、平和の礎の指定管理者の選定については、下記の理由により、公益財団法人沖縄県平和祈念財団を指定管理者申請者として指名することとした。

- ① 沖縄県平和祈念財団の設立趣旨が、戦没者の慰霊と霊域及び関連施設の維持管理を目的として設立され、併せて、沖縄戦に関する調査、資料収集を行い、平和学習関連など各種行事を独自に実施し、平和の発信に努めており、その設立目的及び事業内容は、平和の礎の建設の趣旨に合致するものであり、県の施策の円滑な推進を図る上で、平和の礎の指定管理者として最適であると認められる。
- ② 平和の礎の利用者は、平和祈念公園内にある国立沖縄戦没者墓苑や各慰霊塔の参拝者と重なることから、利用者の利便性の観点からも、墓苑や慰霊塔の管理を受託している公益財団法人沖縄県平和祈念財団を指定管理者とすることが適当である。